

中野区立保育園における医療的ケアが必要な子どもの保育拡充について

1 目的

区では、令和2年度から、沼袋保育園及び白鷺保育園で医療的ケアが必要な子ども（以下、「医療的ケア児」という）各1名の保育を開始したところであるが、区の中央及び南部地域のニーズに対応するため、更に1園適切な保育環境を整備し、医療的ケア児の保育を実施する。

2 対象区立保育園

本町保育園

※入口や廊下が広く、バリアフリー化されている施設であり、専用スペースも確保することができることから、保育定員とは別枠として医療的ケア児を受け入れる。

3 受け入れ開始年月日

令和3年4月1日

4 対応可能な医療的ケアの範囲

- (1) 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び排痰介助としての定時薬液吸入・気管切開部の管理
- (2) 経管栄養（胃瘻、腸瘻、経鼻経管栄養）
- (3) 定時の導尿

5 受け入れ人数

1名

6 保育時間

8時30分から17時